

産業廃棄物処分量許可証

住所 秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

氏名 ユナイテッド計画株式会社

代表取締役 平野 久貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和4年2月9日

許可の有効年月日 令和9年2月3日



御中

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破碎（移動式併用）施設による中間処理
- イ 破碎（移動式）施設による中間処理
- ウ 脱水施設による中間処理
- エ 固化施設による中間処理
- オ 破碎施設による中間処理
- カ 埋め立てによる最終処分

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破碎（移動式併用）による中間処理に係るもの
 - （ア） 廃プラスチック類、（イ） 紙くず、（ウ） 木くず、（エ） 繊維くず、
 - （オ） ゴムくず、（カ） 金属くず、（キ） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 以上7品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 破碎（移動式）による中間処理に係るもの
 - （ア） がれき類（廃アスファルト及び廃コンクリートに限る。）
 - 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- ウ 脱水による中間処理に係るもの
 - （ア） 汚泥 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- エ 固化による中間処理に係るもの
 - （ア） 汚泥（無機性のものに限る。）
 - 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- オ 破碎による中間処理に係るもの
 - （ア） 紙くず、（イ） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 以上2品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- カ 埋め立てに係るもの
 - （ア） 燃え殻、（イ） 汚泥、
 - （ウ） 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
 - （エ） 紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
 - （オ） 木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
 - （カ） 繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、（キ） 動植物性残渣、（ク） ゴムくず、

本許可証写しは貴社用とし、ユナイテッド計画が発行したものです。
 当社の管理番号の無いものは無効です。
 再複写はしないようお願いいたします。
 管理番号 _____

- (ケ) 金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
(コ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
(サ) 鋳さい、(シ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、(ス) ばいじん、
(セ) 13号廃棄物
以上14品目（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理に係る施設

所在地 潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

(2) 最終処分に係る施設

所在地 潟上市昭和豊川字槻木字苗取沢49番地 他

（埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり。）

3. 許可の条件

別記3のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成4年2月4日	新規許可
平成9年2月4日	更新許可
平成14年2月4日	更新許可
平成19年2月8日	更新許可
平成24年2月4日	更新許可
平成29年2月13日	更新許可
令和4年2月9日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白



別記1


- (1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
破碎(移動式併用) (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成14年10月23日 設置) (平成14年10月22日 許可) (許可番号 指令秋健-3476)	547 t/日	1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、50番2、56番、豊川上虻川字山手沢16番1
破碎(移動式) (がれき類) (平成21年3月24日 設置) (平成21年3月5日 許可) (許可番号 秋福環-2596)	1400 t/日	1	潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番2
汚泥の脱水施設 (汚泥) (平成16年6月29日 設置) (許可番号 許可対象外)	8.6 m ³ /日	1	潟上市昭和豊川字槻木字苗取沢49番、豊川上虻川字山手沢16番1
汚泥の造粒固化施設 (汚泥) (平成16年6月29日 設置) (許可番号 許可対象外)	360 m ³ /日	1	
破碎 (紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成18年4月5日 設置) (許可番号 許可対象外)	48 t/日	1	潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16番

別記2

最終処分に係る施設

- (1) 施設の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

施設の種類	管理型	最終処分場の所在地	備考
許可年月日	平成18年3月31日	潟上市昭和豊川字槻木字苗取沢49番地、他5筆、潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16、16番地1	
許可番号	環備-958		
設置年月日	平成18年3月31日		
埋立面積	38,455 m ²		
埋立容量	366,945 m ³		

別記3

- (1) 移動式の破碎処理については、発生現場内で行うこと。
 (2) 移動式の造粒固化処理については、発生現場内で行うこと。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

氏 名 ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋 田 市 長 穂 積 志



許 可 の 年 月 日 令和4年3月1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和9年2月3日

1. 事業の範囲
(別表1のとおり)

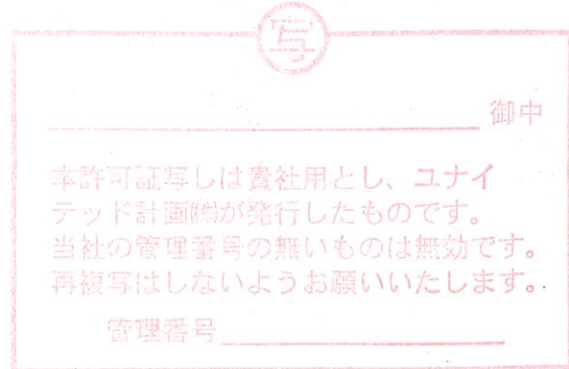
2. 事業の用に供するすべての施設
(別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
(裏面のとおり)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無



4. 許可の更新又は変更の状況

変更許可年月日：平成11年12月24日	中間処理の区分の追加（造粒固化）
更新許可年月日：平成14年2月4日	
変更許可年月日：平成15年2月7日	移動式破碎施設の追加
更新許可年月日：平成19年2月4日	
許可証書換年月日：平成21年8月26日	破碎施設（がれき類）の追加および廃止による許可証書換え
許可証書換年月日：平成21年9月14日	破碎施設（がれき類および木くず）の追加による許可証書換え
変更許可年月日：平成23年1月21日	中間処理の区分の追加（焼却、中和、油水分離）
更新許可年月日：平成24年2月4日	
許可証書換年月日：平成26年3月31日	破碎施設（がれき類）の追加および廃止による許可証書換え
許可証書換年月日：平成26年11月5日	破碎施設（がれき類）の追加および廃止による許可証書換え
許可証書換年月日：平成26年12月15日	破碎施設（がれき類）の追加による許可証書換え
許可証書換年月日：平成27年3月30日	破碎施設（がれき類）の廃止による許可証書換え
更新許可年月日：平成29年2月14日	
許可証書換年月日：平成30年6月13日	破碎施設（がれき類）の追加、廃止および破碎施設（木くず）の追加による許可証書換え
許可証書換年月日：令和3年3月25日	破碎施設（木くず）廃止による許可証書換え
許可証書換年月日：令和3年6月1日	本店所在地の変更による許可証書換え
許可証書換年月日：令和4年2月10日	破碎施設（木くず）の追加および休止による許可証書換え
更新許可年月日：令和4年3月1日	
許可証書換年月日：令和4年7月20日	焼却施設および中和施設の追加による許可証書換え



(別表 1)

種 類	中 間 処 理											
	破 碎 施 設					特記事項	造粒固化施設		焼却施設			
	No. 1 取扱	No. 2 取扱	No. 3 取扱	No. 4 取扱	No. 5 取扱		取扱	特記事項	No. 1 取扱	No. 2 取扱	特記事項	
燃え殻	×	×	×	×	×		×		○	○		
汚泥	×	×	×	×	×		○	無機性に限る。	○	○		
廃油	×	×	×	×	×		×		○	○		
廃酸	×	×	×	×	×		×		○	○		
廃アルカリ	×	×	×	×	×		×		○	○		
廃プラスチック類	○	○	×	×	×		×		○	○		
紙くず	○	○	×	×	×		×		○	○		
木くず	○	○	×	○	○		×		○	○		
繊維くず	○	○	×	×	×		×		○	○		
動植物性残さ	×	×	×	×	×		×		○	○		
動物系固形不要物	×	×	×	×	×		×		○	○		
ゴムくず	○	○	×	×	×		×		○	○		
金属くず	○	○	○	○	○		×		○	○		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	○	○	×	×	×		×		○	○		
鋳さい	×	×	×	×	×		×		○	○		
がれき類	×	×	○	×	×	No.3: 廃アスファルト又は 廃コンクリートに限る。	×		○	○		
動物のふん尿	×	×	×	×	×		×		○	○		
動物の死体	×	×	×	×	×		×		○	○		
ばいじん	×	×	×	×	×		×		○	○		
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×	×	×	×		×		×	×		
自動車等破砕物	×	×	×	×	×		×		○	○		
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×		×		×	×		
水銀使用製品産業廃棄物	×	×	×	×	×		×		○	○		
水銀含有ばいじん等	×	×	×	×	×		×		○	○		

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

種 類	中 間 処 理					
	中和施設			油水分離施設		
	No. 1 取扱	No. 2 取扱	特記事項	取扱	特記事項	
燃え殻	×	×		×		
汚泥	×	×		○	廃油を含む。	
廃油	×	×		○		
廃酸	○	○		×		
廃アルカリ	○	○		×		
廃プラスチック類	×	×		×		
紙くず	×	×		×		
木くず	×	×		×		
繊維くず	×	×		×		
動植物性残さ	×	×		×		
動物系固形不要物	×	×		×		
ゴムくず	×	×		×		
金属くず	×	×		×		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	×	×		×		
鋳さい	×	×		×		
がれき類	×	×		×		
動物のふん尿	×	×		×		
動物の死体	×	×		×		
ばいじん	×	×		×		
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	×		×		
自動車等破砕物	×	×		×		
石綿含有産業廃棄物	×	×		×		
水銀使用製品産業廃棄物	×	×		×		
水銀含有ばいじん等	×	×		×		

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考]・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表2)

施設の種類	設置場所 (駐機場所)	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
No. 1 破 碎 施 設	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50-1、50-2 秋田県潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16番1	平成15年1月8日	182.4t/日・22.8t/時 8時間/日	平成15年1月6日	秋田市産施第13号	移動式 ※1
No. 2 破 碎 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	165.8t/日・6.91t/時 24時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第50号	固定式
No. 3 破 碎 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番125	平成29年9月19日	固定式: 4,200t/日・175t/時 24時間/日 移動式: 1,400t/日・175t/時 8時間/日	平成29年7月19日	秋田市産施第70号	移動・固定式 ※1
No. 4 破 碎 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番125	平成30年6月4日	固定式: 540.72t/日・22.53t/時 24時間/日 移動式: 180.24t/日・22.53t/時 8時間/日	平成30年5月16日	秋田市産施第73号	移動・固定式 ※1※2 休止中
No. 5 破 碎 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番125	令和4年2月2日	固定式: 559.68t/日・23.32t/時 24時間/日 移動式: 186.56t/日・23.32t/時 8時間/日	令和4年1月28日	秋田市産施第83号	移動・固定式 ※1
造粒固化施設	秋田県潟上市昭和豊川槻木字苗取沢49	平成11年11月16日	120m ³ /日・15m ³ /時 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※1
No. 1 焼 却 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	(汚泥) 34.3t/日 1.43t/時 24時間/日 (廃油) 36.0t/日 1.50t/時 24時間/日 (廃プラスチック類) 74.0t/日 3.08t/時 24時間/日 (政令第7条第13号の2産業廃棄物) 95.0t/日 3.96t/時 24時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第49号	
No. 2 焼 却 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	令和4年6月15日	(汚泥) 28.9t/日 1.207t/時 24時間/日 (廃油) 16.4t/日 0.687t/時 24時間/日 (廃プラスチック類) 41.9t/日 1.748t/時 24時間/日 (政令第7条第13号の2産業廃棄物) 90.0t/日 3.750t/時 24時間/日	令和3年4月15日	秋田市産施第79号	
No. 1 中 和 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	41.28m ³ /日・5.16m ³ /時 8時間/日	令和3年4月15日	秋田市産施第80号	※3
No. 2 中 和 施 設	秋田県秋田市向浜一丁目1番159	令和4年6月15日	10.08m ³ /日・0.42m ³ /時 24時間/日			
油水分離施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	90m ³ /日・10m ³ /時 9時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第51号	

※1 移動式施設の使用は発生現場内に限る。

※2 No. 4破砕施設の使用はNo. 5破砕施設の休止時に限る。

※3 中和施設 (No. 1) と中和施設 (No. 2) との処理能力の合算で許可対象施設とする。

複製無効